

処分基準（公表用）

様式第4号  
所管課 水産課

法令名	漁業法			法令番号	昭和24年法律第267号		
手続名	適格性の喪失による漁業権の取消し			根拠条項	第92条第1項		
処分基準	<p>知事は、漁業権者が漁業の免許を受けた後に法第七十二条第一項又は第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）に規定する適格性を有する者でなくなったときは、その漁業権を取り消す。ただし、相続又は法人の合併若しくは分割によって個別漁業権を取得した者が、法第八十条第二項の規定により知事が通知した期間内にその漁業権を譲渡する場合は除く。</p>						
	対応区分	1 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与 公開による意見の聴取	処理機関	水産課	交付機関	水産課	目次